

第1 基本方針

現在、日本の人口は既に減少局面に入っている。ここ中国地方においても、平成25年度の総務省統計局による都道府県別人口増減率は、対前年比で広島と岡山が-3.0%、山口が-7.7%、鳥取が-7.1%、島根が-6.8%となっており、すべての県において今後の人口減少は不可避の状況にある。各地域において、各地域の実情に合わせて、人口減少に対応する様々な社会制度の改変がされるであろうことも強く推定されるが、残念ながらその方向性や将来の社会ビジョンは未だに誰も明確に描けていないように思われる。

総人口が減少し、これに伴い労働人口が減少すると、現在のままの経済活動を継続する事は困難となり、地域の経済は停滞あるいは衰退すると共に、仕事を求めて若年層の大都市への移動と集中化が加速されるであろう事は想像に難くない。地方には多く高齢者が残り、管理されず荒廃していく山林や土地や家屋が増え、行政コストの増加により社会インフラの整備もままならず、外国人が日本の不動産を買い漁るといような状況は決して絵空事ではないと認識するべきである。

もちろん、この人口問題への大きな対応は国の施策として議論され決定されるものではあるが、その前提となるのは、私達がどのような社会を望んでいるのかという共通認識の存在であろう。従って、私達は私達の社会の将来像、すなわち今後の社会のあり方について、今すぐ、そして今よりももっと能動的に、様々に検討を進めなければならない。そして、将来の社会において司法書士がどのような役割を担うのかという、地域社会における司法書士の存在意義を明確にし、現実的に地域社会において重要な機能を果たす職能とすることを基本方針とする事業を構築し、推進していくべきである。

第2 基盤整備事業

社会状況の大きな変化に対応するために、広島司法書士会の組織や運営体制をより整備し、将来の変化に柔軟に対応できる組織となるよう絶えざる改革を進めていかなければならない。平成27年度も、前年度に引き続き、本会の運営管理の効率化と事業執行の継続性を高め、効果的な対外活動や効率的な事業執行を図るために必要となる次の基盤整備を推進する。

1. 本会全体の業務執行及び予算執行の最適化・効率化の推進

平成26年度における予算案と決算の状況を見ると、会費収入において予算どおりの収入とはなっていない。これは、平成26年度予算案の策定時に想定したほど会員が増加しなかった事に原因があり、決して収入が純減したものではない。事実、会員総数は平成26年度において、平成25年度ほど増加はしていないが微増はしており、平成26年度の単年度収支はほぼ均衡している。しかしながら、基本方針でも述べたとおり日本の人口減少は加速しており、司法書士会の会員数も今後同様に減少していくことが予想される。平成26年度の様子は会員数の増加率の減少であるが、今後は会員数そのものが減少していく、いわゆる下降局面への入り口付近に今立っていると認識すべきである。平成26年度における各部の事業執行状況を踏まえ、本年度はより効率的な予算配分を図っているが、本年度の事業執行においては更に事業の最適化と冗漫な事業執行の排除を図らなければ、単年度収支においてマイナスとなる可能性がある。従って、本年度においてさらに効率的な事業執行体制の構築を図る。

第3 重点事業

平成24年度に定めた広島司法書士会中期事業目標に基づく4年目の活動として、前年と同様に以下の事業を重点事業として実施する。

1. 法務局への懲戒申立事案に関する全件委嘱への対応

平成26年10月より実施されている懲戒申立事案についての全件委嘱制度により、前年度において初めて法務局に量定意見を付して調査結果の報告を行っている。調査委嘱を受ける司法書士会として必要なものは、事案の表面的事項に拘泥することなく申立事項に関する事実をきちんと調査する能力であり、また問題点の所在を誤らずまた過不足なく認識し判断する能力である。本年度は注意勧告小理事会及び綱紀調査委員会の構成員の改選がされているため、中国ブロックにおいてこれらの構成員に対する研修を行うこととなっている。当会においては注意勧告小理事会・綱紀調査委員会とも全構成員を研修に参加させ、その能力向上を図ると共に、これらの事案に適切に対応する。

2. 会員の会務参加の促進

平成26年度定時総会において制定された広島司法書士会会務参加規則に基づき、同年度における実際の会員の参加状況と、現実に参加可能な会務の内容及び総数と会員の分布状況を分析することにより、本会の会員が全員で司法書士会の活動を支えていく体制の構築を図ると共に、会員の会務への参加を更に促す。

3. 会員の最低研修単位（12単位）取得推進

平成24年度に制定した中長期計画に基づき、平成26年度においても最低取得研修単位数（12単位）を本会会員の全員が取得するという事を重点目標としてきたが、結果として、取得会員の割合は平成24年度の80%、平成25年度の83.8%を経て、平成26年度には90.2%となり、9割以上の会員が単位取得されることとなった。

引き続き、中長期計画の4年目となる平成27年度においても最低取得研修単位数の全員取得に向けた取り組みを継続し、特に取得単位数0単位、及び年次研修未履修の会員に対する働きかけを強化する。

4. 司法書士法施行規則第31条に関連する業務の推進

平成27年度においても、司法書士の業務分野を広げ新たな世界を創造していく活動として、民事信託分野における実務研修をシリーズとして行うこととし、更に連合会や他会の同様の研究部門と連携し協力しながら、司法書士法施行規則第31条に関連する業務の研究・検討を行う。

さらに、平成26年度と同様に税理士会と共同して相続・遺言に関する講演と相談会の開催を図ると共に、新たに社会保険労務士会と共同して労働問題に関する相談会を開催したり、税理士・中小企業診断士等と共同して企業の組織変更に関する活動を企画するなど、他士業との連携を緊密にし、共同で行う業務に関する企画を検討・実施することにより、司法書士業務の認知と拡大を図る。

5. 制度広報活動の推進

制度広報活動の成果は決して直接的な評価ができるものではなく、特にテレビCMやラジオ出演による制度広報は、視聴率から計算される相応数の視聴者

が司法書士制度の広報を直接目にし、耳にしたという事実をもって成果とするべきものであり、平成25年度から継続しているこの事業により、司法書士という職能の存在と、特に相続や成年後見という業務内容に対する国民の認知は深まっていると認識している。また、このような広報は今後も継続的に行っていかなないと、国民の司法書士についての認知度は他士業に比して相対的に順次低下していくことになる。そこで、司法書士制度記念事業としての一日司法書士、年間を通じたテレビ・ラジオ等のマスコミやインターネット等を利用した広報活動を継続し、国民の司法書士制度に対する認知を高め、もって個々の会員の業務に直結するような制度広報を企画し実施する。

6. 所有者不明不動産及び空き家等の問題への対応

全国各地において、所有者不明不動産や管理者がいない空き家の数が増加している。特に、空き家は全国で約820万戸を超えるとされており、大きな社会問題になっている。そのため、平成26年11月27日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、国による基本方針の策定・市町村による計画の策定がされ、対策が図られることとなっている。言うまでもなく司法書士は不動産の専門家として、特に相続人調査においては専門的知見を有しており、また東日本大震災の復興活動においては司法書士が復興庁から臨時国家公務員として派遣され相続人調査にあたり、現在も臨時地方公務員として採用されている者もいるなどの実績もあることから、空き家等に対する対策においても法務省及び国土交通省等からその対応を期待されている。司法書士は、相続人調査、複数所有者等の権利関係の調整、そして相続登記と、まさに入口から出口まで業務として関与できる職能である。また、この空き家対策事業の実施に際しては、地方自治体に対して国から財政上の措置がされることとなっており、司法書士がこれらを業務として受託する事が可能である。従って、平成27年度において新たにこの問題に対応する委員会を設置し、市区町村との連携を図り、この国家的問題に積極的に対応する。

第4 広島司法書士会中期事業目標のための活動

広島司法書士会中期事業目標の実現にむけた活動の4年目にあたる本年も、引き続き目標実現のため、次の活動を継続して行う。

活動目標1 「『顔が見える司法書士会』のための地域密着の3本柱の更なる推進」に関する活動

1. 地域における法的アクセスの拡充

法律相談活動における地方自治体との連携を強化し、県全域における相談センターの開設・拡充を図る。特に、島嶼部における相談活動を想定した呉地域での相談センターの開設を図り、県中央部地域（竹原・三原・尾道）への相談センターの開設について引き続き検討し着手する。

2. 成年後見等の活動の充実

地域包括支援センター・消費者ネット・弁護士等の他士業・地域人権支援団体等との連携推進、司法書士会支部をハブとする地域ネットワークの組織化を図る。

3. 法教育活動の充実

法教育、特に親子法律教室等の小学生向け法教育の講義コンテンツの創出や、各種法律教室の実施拡充を図る。また、そのために必要な講師の養成を図る。

活動目標2 「一般民事事件受託の推進」に関する活動

簡裁代理等関係業務受託推進のための研究室の活動の本格化を図ると共に、会員の訴訟技術を向上させる訴訟実務に関する継続的研修等を実施する。

また、訴訟業務に対する消極的意識を払拭するための活動を検討する。

第5 継続事業

【東日本大震災及び大規模震災への対応】

福島県司法書士会からは、平成27年度における福島県司法書士会の相談活動に対する協力の継続の可否について問い合わせがあった。当会は今後も中国ブロック会と連携し、現地の事情を勘案し、長期的なスパンでの対応を取る体制を維持すると共に、被災地から避難してきている被災者に対する相談活動にも取り組む。

また、広島市で発生した大規模土砂災害の復興に資するため、平成26年度に設置した災害対策本部を維持し、被災者支援の活動を継続すると共に、東海・東南海・南海及び芸予地震等の発生時への対応も検討し準備を進める。

【地域に開かれた司法書士会への取り組み】

広島司法書士会館は、1階の総合相談センターにおける法律相談、多重債務問題をはじめとする各種の110番や、「市民に開かれた司法書士会館」を实践する市民公開講座、親子法律教室等の無料公開講座、日本司法支援センター（法テラス）等の地域会議の開催など、まさに地方において司法制度を様々な面から支える重要な施設の一つとして活用がなされている。本年度も引き続き外部団体との連携を図りつつ、これらの事業を継続して行う。

また、調停センターは平成27年度において認証を取得し、開設を図る。

【司法制度改革の具体化に向けた取り組み】

日本司法書士会連合会による司法書士法改正案は、当初の目論見から大きく離れ、会員が望む法改正とはかけ離れたものになりつつある。本会としては、この司法書士法改正に対しても意見表明をするなど、適切に対処する。

成年後見業務に関しては、後見制度利用促進法の制定に向けた活動がなされており、今後、後見制度の利用が更に活発化することが予想される。よって、今後も司法書士の成年後見への関与を高める活動を図る。また、外部団体との関係においては、本会の会員である司法書士の業務執行に対する信頼が損なわれることのないよう留意しながら、連携を図る。

【国民のための登記制度の検討】

平成26年度における韓国・台湾の現地訪問を含む制度研究の成果を整理し、日本・韓国・台湾の3カ国の登記制度を比較する事により、日本の登記制度についてより優れた制度となるよう、検討と提言を続ける。

【業務執行体制の強化・改善への取り組み】

本会の各部の効率的な運営を可能とする業務執行体制を構築し、必要な規程等があれば起案・整備する。また、会務執行に関する書式を整備し、会務執行の効率化を図る。

【倫理向上への取り組み】

会員の研修単位取得が義務付けられ、5年毎に年次研修も実施されているが、残念ながら未履修の会員が存在する。その一方で、会に対する市民からの苦情や懲戒申立は増加している。引き続き本年度も倫理研修を実施し、会員の倫理意識の向上を図ることとする。

【オンライン申請の推進】

オンライン申請については、法務局における商業・法人登記の本局集中化もされているため、すべての会員においてオンライン申請をすることが可能となるように、個人認証ファイルの全会員取得に向けた取り組みを継続する。

【司法書士法施行規則第41条の2に基づく司法書士法等違反に関する調査】

法務局から標記調査の実施について委嘱があれば、今年度においても実施する。

以上により、平成27年度の事業計画にあたり、次のとおり事業を定める。

<対外的活動>

1. 東日本大震災への対応（総務部、社会事業部）
 - (1) 情報収集と相談員の派遣
 - (2) 広島県に避難された被災者への対応
 - (3) 日司連、中国ブロックの被災地支援活動への協力

2. 広島市大規模土砂災害への対応（総務部、社会事業部）
 - (1) 災害対策本部による対応の検討と実施
 - (2) 定点相談活動の実施
 - (3) 現地で活動する各種団体との情報交換及び連携

3. 地域に開かれた司法書士会への取り組み
(総務部、社会事業部、相談事業部)
 - (1) 親子法律教室、市民公開講座等の開催
 - (2) 他団体等との連携による相談会の開催

- (3) その他、地域に貢献する司法書士会としての会館利用方法の策定
- (4) 調停センターの開設

4. 司法制度改革の具体化への取り組み

(総務部、社会事業部、相談事業部、研修部)

- (1) 相談活動の地域密着強化 (各支部及び総合相談センター)
- (2) 日本司法支援センター (法テラス) との協力連携の強化
- (3) 簡裁代理関係業務の推進に向けた研修とオープン研究室の実施
- (4) 法教育・講師派遣・ひとの権利擁護活動の充実及び推進
- (5) 次期司法書士法改正への対応

5. 国民のための登記制度のあり方の検討 (総務部)

- (1) 国民のためにあるべき登記制度の検討
- (2) 日本・韓国・台湾の登記制度の比較・研究

6. 制度広報の拡充 (広報部)

- (1) 司法書士制度に関する広報の推進
- (2) 司法書士の日関連行事の開催
- (3) 相続、遺言等の司法書士業務に関する広報の拡充
- (4) その他必要となる広報活動の企画、実施

7. 空き家等問題への対応 (社会事業部)

- (1) 相談窓口の設置
- (2) 市町が行う相談会への相談員派遣
- (3) 国民や市町からの司法書士業務の受託推進
- (4) 市町職員への相談対応
- (5) 市町職員を対象とする研修会、勉強会等の企画
- (6) 相続手続の必要性に関する市民周知活動

<対内的活動>

8. 業務執行体制の強化・改善 (総務部、社会事業部、経理部)

- (1) 支部との連携強化
- (2) 地域密着と支部活動充実化への支援
- (3) 財務を含む効率的な本会・支部の事業執行体制の確立

9. 新しい業務の推進（総務部、研修部）

- (1) 登記手続における司法書士の権限確立に関する研究
- (2) 施行規則31条関連業務の開発に関する研究
- (3) 新しい業務に関連する研修会の開催
- (4) その他司法書士の新業務推進に必要な事項の検討

10. 業務内容の強化・改善（研修部、社会事業部）

- (1) 登記業務分野の研究・企画
- (2) 訴訟業務分野の研究・企画
- (3) 会社法分野の研究・企画
- (4) 成年後見業務への取り組みの強化

11. 倫理向上への取り組み（総務部）

- (1) 倫理問題への対応と倫理研修の実施

12. オンライン申請推進への取り組み（総務部）

- (1) 個人認証ファイル取得の推進
- (2) オンライン申請手続の利用率の向上

13. 司法書士法施行規則第41条の2に基づく司法書士法等違反に関する調査への対応（総務部）

平成27年度総務部事業計画（案）

1. 倫理の高揚に関する取り組みと会員指導

法律専門職としての司法書士は、高い倫理観と品位が求められることはいうまでもない。昨年度に続き会員に対して注意喚起をするとともに、倫理に関する研修を研修部と協議し企画する。

法律専門職による不祥事の報道が目につく昨今、昨年度当会会員が詐欺容疑により逮捕される事件が発生している。例年にも増して会員指導に積極的に取り組んでいきたい。

また、職務上等請求書の使用・管理方法及び、本人確認記録等の最新情報を集約し、会員が適切に業務を行えるよう指導する。

2. 綱紀案件全件調査委嘱への対応

昨年度から始まった綱紀案件全件調査委嘱による案件が、本年度より本格的に取り扱われることとなる。外部の学識経験者にも協力をいただきながら、不当な懲戒処分がなされず、また、その量定にバラツキが生じないように、適切な対応に努める。

3. 業務広告の注意喚起

近年、増加するインターネット、ホームページによる業務広告に対して、「広島司法書士会業務広告に関する規則」及び「広島司法書士会司法書士業務広告に関する規則の運用指針」に基づき、引き続き会員への指導を積極的に行う。

4. 支部活動の支援

支部による地域に密着した活動を更に推進するため、支部が地域に対して必要な事業が行えるよう財政的・人的支援を継続して行なっていく。

また、会全体と支部との役割や、それぞれにおいて実施する事業に着目しながら、各支部において予算執行が委縮することのないよう、実効性のある効果的な予算執行について引続き検討を行う。

また、本年度も、各支部の年度途中において予定外の事業を行う場合などには、円滑な支部活動ができるよう支部事業支援金による支援を行う。

5. 会務担当と新規登録会員の養成

昨年度に引き続き、本会の活動を活性化させるため、本会の活動により多くの会員が積極的に参加できるよう体制作りの検討を行う。

また、次代を担うべき新規登録会員の養成のため、理事会傍聴のほか、委員会や各事業への参加を推進する。

6. 業務開発活動について

司法書士法施行規則第31条に定める財産管理業務等の研究について、現実

の業務として会員が取り組めるよう、他会との共同研究を行う等、業務開発委員会を中心に引き続きこれらの研究を継続し、また、今年度は民事信託についての研究に着手する。

これらの業務を会員が円滑に行えるよう、研修部と協議しこれらの業務に特化した研修会を企画するほか、金融機関その他業界との協議会を開催し、環境整備を行う。

7. 研修単位取得への取り組み

本会は、研修規則第7条及び単位制研修運用細則第5条により、年間12単位の取得を義務づけている。

法律専門職である司法書士が研修を受講することは、資質向上の為に必要不可欠なものであり、研修単位取得の規定の有無に関わらず、当然行うべきものと考えているが、昨年度、本会の12単位取得者の全会員に対する割合は約90%であり、限りなく100%に近づけなければならない。

昨年度に引き続き、研修部と共同により、全会員が12単位を取得することを目指す。そして単位取得を促すための方策の一つとして、12単位の取得の有無を、本会ホームページ内の会員名簿欄に引き続き公開するとともに、未取得の会員に対して、個別に対応する。

8. 広島法務局登記部門との連絡・協議及びオンライン申請の利用促進等

近年、登記事件に関する協議事項が個別化したことから、会員からの協議会への協議事項の提出が減少している。一昨年、広島法務局との協議会の形式を変更し、実施したが、さらに形式・開催時期の検討を行い、協議会の開催に努める。

また、オンライン申請システムの情報を会員へ周知するとともに、オンライン申請の促進に向けて会員からの要望をシステムに反映させるべく連合会を通じて法務省へ申入れを行う。また、会員の業務に関する情報提供のため、全会員からアクセス可能な判例・先例等の検索webサービスの導入を検討する。

9. 登記制度充実に向けた取り組み

司法書士業務の根幹業務である登記制度について、引続き、登記を利用する国民のための登記制度はどのようにあるべきかを提言するため、似たような制度でスタートを切りながら多少異なった進化をしている日本、韓国、台湾の登記制度について、昨年度の韓国訪問に続き、今年度は台湾訪問による現地視察・調査を行う等、登記制度検討委員会を中心に調査、研究を行う。

10. 制度対策

昨年度に引き続き、日司連が進める司法書士法一部改正の動向を注視し、当会の意見を示す等の対応をする。

11. 本会会員名簿及び会則・諸規則集の発行

本年度においても多くの会員の異動が予想され、昨年度と同程度のものを発行する。

また、平成25年4月作成以降も会則・諸規則の改正及び制定が行われたことから、最新の会則・諸規則集を発行する。

12. 業務執行の効率化

本会の管理運営の効率化をはかるとともに、効果的かつ機能的な業務執行が行われるよう引き続き努める。また、昨年度本会の安全なネットワーク体制が構築された。本年度はさらに発展させ、メールサーバーの設置を検討する。

また、円滑な業務執行に資するため、本会理事会及び委員会等で使用する書類の統一化をはかり、各種様式の作成を行う。

13. 事務局体制について

ここ数年、本会事業の増加に伴い事務局の業務時間も長時間化している。また、関係団体からの受託業務の事務量も増加する傾向にある。

会務執行の書式の統一化とあわせ、事務マニュアルの作成等情報の共有及び蓄積を効率的に行い事務の効率化を図るとともに、事務局環境全体を精査し必要となる対応を検討する。

14. 業務賠償責任保険について

請求事例の発生に基づき、事故処理委員会を招集し、事案について検討する。

15. 被表彰者の選定について

各表彰の被表彰者の選定を行い、推薦する。

16. 関連団体との協力、助言等

- (1) 日本司法書士会連合会に対する積極的な意見具申
- (2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部に対する協力・助言
- (3) 日本司法書士政治連盟広島会との協議
- (4) 広島司法書士青年の会に対する協力
- (5) 公共嘱託登記司法書士協会への助言

17. 東日本大震災及び広島市 8.20 豪雨災害への対応

東日本大震災及び広島市 8.20 豪雨災害からの復興に向け、総務部としての対応につき検討する。

18. 大規模自然災害への対応

南海トラフや安芸灘から豊後水道間で発生するとされている大規模地震のほか、来たるべき大規模自然災害発生時の総務部の対応について、検討する。

平成27年度広報部事業計画（案）

「司法書士の名前は知っているが、何をしているのかまではわからない。」日司連が平成20年10月に行った司法書士の認知度調査（『「司法書士」の業務やイメージに関する生活者調査』）により、司法書士に対する社会的認知度（弁護士、行政書士その他の専門家との具体的な違いの理解）は低いということが明らかになった。平成19年と平成20年に、朝日新聞や日本経済新聞が司法書士とすべきところを行政書士と掲載したこともある。

司法書士制度の発展にとって根本的な課題が未だ克服されない状態が続き、例えば司法書士が法律相談権の確立や職域の拡充を主張したとしても、国民のニーズ（立法事実）が明らかにならない可能性すらある。

そのため、制度的な定着のためにも職域の拡充のためにも社会的認知度向上の必要性が高く、日司連のみならず各司法書士会にとって広報部門の充実が益々重要な課題となっているといえよう。

司法書士が社会の中で「行っていること」の一層の充実とともに、伝えるべき情報を着実に発信し続け、司法書士が社会的に「知られていること」へ向けた精力的な取り組みが求められているところである。

そこで、8月3日の「司法書士の日」はもとより、8月全体を「司法書士理解推進月間」と位置付け、会員間で司法書士の使命や歴史を共有するとともに、司法書士制度に対する社会的な認知度を高めるための月間としたい。

また、2月の「相続登記はお済みですか」月間においても広報活動を強化し、相続登記の推進にとどまらず司法書士の認知度向上に向けた月間とする。

今後も、司法書士といえば「くらしの法律家」、「気軽に相談、お近くの司法書士へ」、「困った時は、一度、司法書士にご相談ください」と継続してアピールし、日々の暮らしの中で法的問題で困った時に相談相手として司法書士がすぐに思い浮かぶような、司法書士像の確立を目指す。

なにより、まず「司法書士に相談する」という行動パターンをできるだけ多くの方に身につけてもらうことで、国民の権利の保護に寄与していくことが求められている。

以上の目標ないし基本計画に沿って、今年度は次のとおり事業を行う。

（1）会報の発行

会員間で、問題意識や司法書士としての使命感を共有していくことを主な目標として、取材活動を積極的に行い、本会や支部の活動を会員に伝える。

（2）「高校生の一司法書士」の実施

これまで参加した高校生からも大変好評であるので、更に内容を充実さ

せ、司法書士制度広報の効果を高める。

(3) ニュースリリースの発信並びに報道関係者との懇談会や記者レクチャーの開催

ニュースリリースの発信、報道関係者との懇談会や記者レクなどの活動を積極的に行い、報道関係者との信頼関係を高める。

(4) テレビ・ラジオ・新聞他のメディアを利用した制度広報の研究と実践

8月3日の「司法書士の日」の前に、また2月の「相続登記はお済みですか」月間に、司法書士が身近な「くらしの法律家」であることを地域社会に浸透させるため、マスメディアを利用した広報活動に取り組む。

(5) ホームページの改善と充実

ホームページは制度広報の基盤としての役割があり、市民の目線から使いやすいか、親しみやすいかという観点から現状のホームページのリニューアルに計画的に取り組む。

(6) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した広報の研究と実践

一方通行的な情報発信にとどまらず、双方向のコミュニケーションの場として、または広報効果を把握する手段としてSNSの活用に取り組む。

(7) 司法書士が伝えたい「相続、遺言、成年後見」等の書籍編集と発行

司法書士制度広報の一環として、司法書士に寄せられた数多くの相談を類型化し、多くの方々が抱く具体的な質問や悩みに対する司法書士の回答をまとめた書籍の編集と発行に取り組む。

(8) 大邱慶北地方法務士会及び地政士会との交流の継続

平成13年3月締結の友好協定に基づき、大邱慶北地方法務士会との間で、時宜にかなった交流事業を行う。

また、台湾地政士会との交流事業の検討を行う。

平成27年度研修部事業計画（案）

I 研修部では、以下を念頭に研修・研究事業を行う。

1. 法改正への対応

民法（債権関係）改正では、この通常国会に上程され本年中にも改正法が成立する見込みである。会社法では、本年5月1日に改正法が施行されている。業務の周辺領域でも本年10月にマイナンバー制度が開始するなど、近年、司法書士業務に関係する法律改正が活発に行われている状況がある。研修及び研究事業では、これら法改正に対応し実務能力向上に資する研修や研究・報告を行う。

2. 研修単位取得の励行

研修単位取得については、全会員の取得達成へ向けてさらに注力する。早期の研修日程の告知を行うことや日司連研修ライブラリ・eラーニングシステムの使用方法の告知を行うなどして、各会員がより多くの研修受講機会を確保し、無理なく所定の研修単位を取得できるよう方策を検討・実施する。

3. 一般民事事件受託推進への対応

平成24年度に承認された中期事業目標に掲げる会員の一般民事事件受託の推進のため、民事裁判の実務能力向上のための研修会、会員の執務支援、裁判事例の研修、研究活動の一層の充実を図る。また、これと牽連関係にある民事法律扶助の利用推進についての研修、研究活動も合わせて行う。

II 以上の点を念頭に、以下のとおり、研修・研究事業を実施する。

1. 単位制研修

単位制研修では、司法書士の基幹業務である登記業務や、司法書士に対する要請が強い相続・財産管理業務、その他実務能力の向上をはかるために重要であると思われる事項について、司法書士の社会的責任に應えとともに司法書士制度に対する信頼性を確保するため、本部研修会・地区別研修会・特定分野研修会を企画開催する。

DVD視聴研修など、研修を受けやすい方法も実施する。

(1) 本部研修会

本部研修会は、司法書士業務に関係が深い民法や会社法等の法改正、現在注目され司法書士業務にも重要である相続・財産管理に関する事項、事業承継等企業法務に関する事項、司法書士制度に対する市民からの信頼を高める

ための司法書士倫理を含めたテーマの研修会を企画開催する。1回程度は広島以外の地区で開催することを検討する。

- テーマ：① 民法（債権法）改正
② 企業法務
③ 司法書士倫理
④ その他時宜に応じたもの

(2) 地区別研修会（4地区）

地区別研修会は、司法書士の専門分野の業務処理能力を深化するために実務に関する研修会を企画開催する。研修方法については、外部講師の招聘、DVD等を活用したものを検討する。

テーマ：実務に関するもの

- 場 所：① 広島地区
② 東広島・呉地区
③ 尾道・福山地区
④ 三次地区

(3) 特定分野研修会・その他

特定分野研修会は、各専門的分野において時宜に即した研修を企画し、DVD視聴研修を含めて開催する。

- テーマ：① 事業承継・企業再編
② 渉外登記・渉外法務
③ 各種訴訟手続（家屋明渡・交通事故（物損）、敷金返還等）
④ 財産管理業務
⑤ 債権譲渡登記・動産譲渡登記・ABL
⑥ 連続DVD視聴研修会

(4) 社会事業部・相談事業部企画の特定分野研修会

特定分野研修会として、社会事業部・相談事業部等が企画実施する研修会の運営を行う。

(5) その他、適宜必要な研修会を実施する。

2. 年次制研修

年次制研修は、本年度も広島および福山の2会場で実施する。本年度も欠席者を極力少なくすることにいっそう努力し、正当な理由のない欠席者に対しては、所定の対応を行う。また代替研修の受講要件を満たす対象者に対しては代替研修の受講ができるよう対応する。

3. 研究活動

裁判・簡裁代理業務等受託推進・民事法務・商事法務・家事事件の各研究室において、各研修室の事業計画に沿った研究活動を行いその成果を発表する。連合会等が開催する各地の研修会やシンポジウム等に参加して有益な情報を収集し、研究や報告に反映する。

4. 新人研修

(1) 新人研修会

原則として司法書士試験合格者のうち本会への登録予定者を対象として本会の組織や司法書士の業務、社会人マナーについての研修会を開催する。

(2) 配属研修

原則として新規登録予定で独立開業を予定している配属研修受講希望者を対象として配属研修を行う。

(3) その他

日司連中国ブロック会が行う簡裁代理業務認定考査に向けてのスキルアップ研修に協力する。

以上

平成27年度社会事業部事業計画(案)

社会事業部は、主として司法書士及び司法書士会が行う法的サービスについて、地域発展・権利擁護の観点から、他士業及び他団体との連携のもと、以下の事業を行う。

1. 司法書士業務を定着・発展させることにより地域社会に貢献するための事業

(1) 講演会・法律教室等に関する教材の開発・整備

社会事業部が所管している講演会・法律教室等は下記に述べるが、いずれの事業についても一般市民や生徒に対し平易にして理解を深めるための教材（テキスト等）が必須である。よい教材は受講者たる市民にとって有益であるだけでなく、本会に対するイメージをよくすることにつながり、講師となる本会会員の意欲を生み、負担を軽減することになる。また、現行使用している紙媒体のテキストだけでなく、スライド（パワーポイント）など視覚効果に優れた教材の開発は、現代の潮流であり、本会においても取り組むべき課題である。

以上の取組は、昨年度から行っているが、単年度で完了するものではない。また、社会事業部や所管の委員会だけではマンパワーが不足していることも痛感する。より多くの会員の協力を得たいと願うとともに、何よりも本会にふさわしい教材を作るのだという熱意と、何としてもやり遂げるのだという粘り強さをもって行っていきたい。

(2) 相続・遺言・成年後見等に関する講演会・相談会に関する事業

平成25年度から中国税理士会西部支部連合会の協力を得て、相続に関する市民公開講座（講演会と相談会）を開催している。毎回、多くの市民に参加いただいている。特に、昨年度は市民公開講座としては初めての地域開催となる廿日市市総合福祉センター（あいプラザ）を会場として開催した。今年度は、各支部に働きかけ、市民公開講座の地域開催を定着させ、より広く多くの市民に相続・遺言に関する理解を深め、同時に司法書士業務への理解を得ていきたい。

(3) 商業法人登記に関する相談会に関する事業

昨年度、株式会社のみなし解散についての相談会を実施した。相談件数としての結果は得られなかったが、広島法務局法人登記部門や広島商工会議所等、関係先に訪問するなどして、今後につながるものとなった。引き続き、

今年度もみなし解散に関しては注視するが、商業法人登記業務が司法書士の独占業務であることに鑑み、そのアピール及び独占業務の責任を意識し、商業法人登記に特化した相談会の実施等につき検討する。

(4) 中小企業支援に関する事業

中小企業経営における事業承継や会社法務などについて、中小企業診断協会等他土業と協調して、中小企業支援に向けた活動に取り組む。

(5) 労働トラブル110番の実施

11月23日の勤労感謝の日に合わせ「労働トラブル110番」を実施する。なお、労働トラブル110番の実施に当り、研修会を実施する。研修会等には社会保険労務士会へ協力を求めることを視野に入れる。本事業が単なるイベントに終わることなく、年間をとおして労働問題に取り組めるよう企画する。

(6) 多重債務・消費者問題に関する事業

行政や他団体との連携のもと必要な活動を行っていく。

2. 主として権利擁護の視点から地域社会に貢献するための事業

(1) 成年後見制度に関する講演会・相談会の実施

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部との共催により、講演会（市民公開講座）及び相談会を実施する。また、上記1. のとおり、成年後見制度についての市民向けの教材の開発に取り組む。

(2) 「生き生き法律教室」の実施

地域包括支援センターを主体として、「生き生き法律教室」を実施、運営していく。なお、上記1. のとおり、よりわかりやすく、理解を深めるに効果的な教材について検討する。

(3) ドメスティックバイオレンス（DV）等権利擁護活動への取り組み

従来の「司法書士による配偶者・パートナー間のトラブルに関する相談会」の定着及び高齢者等の虐待や自死問題など権利擁護活動について、年間通じて研究・検討し、研修会などの企画・運営にあたる。

(4) 権利擁護に関する情報交換

権利擁護事業については、業種を超えたネットワークが重視されるどころ、各団体との協議や情報交換を積極的に行う。

3. 法教育・消費者教育に関する事業

(1) 高校への講師派遣活動

契約編のテキストの改定を契機に、新テキストをもとに講師養成など今一度原点に戻り積極的に取り組む。

(2) 親子法律教室の開催

第7回親子法律教室の企画・運営にあたる。本事業においては、本会が全国の司法書士会の先頭にあるとの気概に立ち、本事業の紹介・啓発に取り組む。

(3) 消費者教育に関する行政等との連携

消費者教育推進法の運用に注視し、行政や関係団体と情報交換・協議を行い、適宜の活動を行う。

(4) 法教育・消費者教育の充実発展に向けた情報交換会の運営

同情報交換会を中心として、消費者教育・法教育にかかわる諸団体との交流、セミナー等への参加をする。

4. 他士業・他団体・行政等との連携に関する事業

(1) 広島簡易裁判所との協議等

広島簡易裁判所と協議し簡裁代理権に資する事業を行う。

(2) 法教育・消費者教育に関する情報交換会の実施

※前3. 法教育・消費者教育に関する事業参照

(3) 消費者教育に関する行政等との連携

※前3. 法教育・消費者教育に関する事業参照

(4) 権利擁護に関する情報交換

※前2. 主として権利擁護の視点から地域社会に貢献するための事業参照

(5) 自由業団体連絡協議会への参加等他士業との協働・情報交換

本会事業においては他士業との連携を重視し、共同の相談会の開催などを

予定している。標記協議会をはじめとして、他士業との連携を密にする。

(6) 広島県災害復興支援士業連絡会への参画

東日本大震災を契機に組織された「広島県災害復興支援事業連絡会」（士業連絡会）は、昨年8月の土砂災害にあたり、法律系・福祉系・技術系と異なる分野の専門家団体が協力するという、かつてない枠組みで復興支援を行っている。引き続き、被災地の復興に向け、また、新たな災害に対応するため士業連絡会に参画する。

(7) 空き家等に関する問題対策委員会の設置

空き家等に関する問題対策委員会は、いわゆる空き家問題並びに未登記道路や山林における割山など所有者不明の不動産に関する問題について専門的に取り組む委員会として今年度から設置される。本委員会は、空き家問題等に関する研究や会員に対しての研修の企画をする一方、地域社会の利益に資する事業とするため広島県等行政との密接な連携を諮っていく。

5. 災害対策に関する事業

(1) 大規模土砂災害復興支援

平成26年8月20日に発災した広島市北部地域を中心とする大規模土砂災害については、息の長く粘り強い支援が必要との観点から、他団体・行政との連携も含め引き続き復興支援していく。

(2) 東日本大震災の復興支援

引き続き広島県災害復興支援士業連絡会への参加や中国ブロック会とともに被災地単位会と連携し、復興支援にあたる。

(3) 南海トラフ地震等地域社会における災害対策に関する活動

南海トラフ巨大地震、安芸灘周辺の地震等の被害想定がされている。震災等災害対策は、地域社会に迫る問題であるとの視点から、司法書士として、あるいは市民としての災害対策に関する事業を企画する。

平成27年度相談事業部事業計画（案）

1. 地域において、地域住民のために役に立つ、地域に根ざした活動を行うために、重点事業として以下の相談活動を行う。
 - (1) 「相談活動（継続事業）の効率化」

昨年度、相談事業委員会で作成した各種相談会の担当者マニュアルを基に、継続して行われている相談活動を中心とした各地域で開催される相談会には、極力その地域に事務所を置かれている会員に担当して頂く。さらに、地域住民の活用しやすい効率的な相談活動を行う。
 - (2) 「相談センターの新設と組織整備」

地域における法的アクセスを充実させるため、特に要望のある江田島市に相談センターを開設する。また、既存の相談センターについても柔軟かつ効率的な相談活動を行うための組織整備を行う。
 - (3) 「巡回法律相談会の開催」

日司連中国ブロック会、各支部、広島司法書士青年の会等関係機関と連携し巡回法律相談会を行う。
2. 相談活動（継続事業）
 - (1) 以下の相談会を開催し、また、相談員を派遣する。
 - ①法の日相談会
 - ②巡回法律相談
 - ③よろず相談会
 - ④広島市の相談会への相談員派遣
 - ⑤人権総合相談への相談員派遣
 - ⑥広島市内各区の社会福祉協議会による在宅訪問相談援助事業の実施に伴う相談員の派遣
 - ⑦江田島市無料法律相談への相談員派遣
 - ⑧広島市の行う原爆小頭症患者支援事業への相談員派遣
 - ⑨法テラスの相談会への相談員派遣
 - ⑩広島商工会議所の専門相談会への相談員派遣
 - ⑪東広島商工会議所の専門相談会への相談員派遣（新規）
 - ⑫行政困りごと特設相談会への相談員派遣
 - ⑬北広島町司法書士無料法律相談への相談員派遣
 - ⑭各支部相談会
 - (2) 地方自治体等の相談窓口との連携を深め、法テラスの法律扶助の利用を含めた相談者の利用増加を図れるよう広報等を行う。必要が生じた場

合、特別相談会・臨時相談会を速やかに開催する。

(3) 日司連からの法テラス転送電話の電話相談を引き続き行う。

3. 日本司法支援センター（法テラス）事業への協力

会員を副所長及び情報提供職員、審査員として派遣して参加し、協力する。

その他民事法律扶助契約司法書士の増加や援助件数の増加をはかるなど、司法書士による民事法律扶助制度の一層の活用をはかる。

4. 法的サービスの拡充（継続事業）

(1) 多重債務者無料相談会に相談員を派遣する。

(2) 相談員の資質向上を図るべく、必要に応じ研修部と連携し、研修会を開催する。

5. 広島司法書士会調停センター認証取得等

(1) 調停センター設置規則、調停センター手続実施規程、調停センター運営規程、調停センター運営細目等諸規程の修正を完了し、本会調停センターの認証を取得する。

(2) 苦情処理委員会の設置を含めた組織体制の整備を行う。

(3) 手続実施者及び調停管理者の育成のための研修会を開催すると同時にその講師育成と研修教材の作成を行う。

(4) 昨年度まで行ってきた無償の調停活動について、認証取得後の取り扱いを検討する。

6. 下記関係団体との連携

必要に応じ、下記各関係団体と連携をとって事業を行う。

(1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部

(2) 広島司法書士青年の会

(3) 日本司法書士政治連盟広島会

7. その他上記に関連する事業